

市第 155 号議案

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「35人」を「30人」に改める。

第 6 条第 1 項及び同条第 3 項の表備考 1 中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 5 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第13条並びに第14条第 1 項の表及び同条第 2 項中「第14条第 6 項」を「第14条第 7 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号

）第 2 条第 7 項の幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）における 1 学級の満 3 歳以上の園児の数については、この条例による改正後の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

### 提 案 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い幼保連携型認定こども園における 1 学級の満 3 歳以上の園児の数を減ずる等のため、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（学級の編制の基準）

第 5 条 （第 1 項省略）

- 2 1 学級の園児の数（以下「園児数」という。）は、 $\frac{30人}{35人}$ 以下を原則とする。

（第 3 項省略）

（職員の数等）

第 6 条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。

（第 2 項省略）

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
(省 略)	
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項の普通免許状をいう。備考 1 において同じ。）を有し	

、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の保育士登録、同法第18条の28第2項の地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項の旧国家戦略特別区域限定保育士登録（備考1において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、~~主務保育教諭~~、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

（2から4まで省略）

（第4項省略）

- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

（第1号省略）

- (2) 主幹養護教諭、~~主務養護教諭~~、養護教諭又は養護助教諭

（第3号省略）

（学校教育法施行規則の準用）

第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）~~第14条第7項~~  
~~第14条第6項~~に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第14条 児童福祉施設基準条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第8条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第42条第7号、第43条（後段を除く。）並

びに第 48 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)		
第 5 条第 3 項	入所している者	認定こども園法第 14 条第 7 項の園 第 14 条第 6 項 児 (以下「園児」という。)
(省 略)		

- 2 児童福祉施設基準条例第 9 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第 1 項中「他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第 2 項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第 14 条 第 7 項  
第 14 条 第 6 項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。